

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第115号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第29号及び第30号を削り、第31号を第29号とし、第32号から第61号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)